

## はじめに

近年、わが国では、年齢や障害の有無など個人の状況に関係なく、すべての人が一人ひとりの選択と自己決定により社会に参加できる社会をめざすというノーマライゼーション\*理念が浸透しつつあります。

こうした状況に対応し、国では「高齢者や障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法、平成18年）、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年、内閣府）など、すべての人にやさしい社会の実現に向けた施策や制度が打ち出されています。また、東京都においても「福祉のまちづくり条例」に続き、平成15年には「高齢者、障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（建築物バリアフリー条例）を施行しました（平成18年改正）。

また、近年では、地球温暖化・ヒートアイランド現象\*など地球環境問題が深刻化するとともに、開発に伴う身近な緑の減少などにより、快適な生活空間の創出に影響を及ぼしています。今後は、国や東京都による取り組みと連携を図りつつ、本市においても具体的な取り組みが求められます。

平成13年の旧田無市・旧保谷市の合併により誕生した西東京市では、まちづくり計画の指針となる「西東京市都市計画マスタープラン」（平成16年3月）を策定し、ここで示した将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めています。

また、「西東京市環境基本計画」（平成16年3月）や「西東京市みどりの基本計画」（平成16年7月）に基づき、地球環境への配慮と潤いある生活環境の創出に向けた取り組みを展開してきました。

しかしながら、すべての市民にとって快適なまちづくりを実現するためにクリアすべき課題は依然として残っています。本市では、これらの課題の解決に向けて、市民、事業者、行政の適切な役割と責任のもと、協働による「人にやさしいまちづくり」を推進するため「西東京市人にやさしいまちづくり条例」を制定（平成19年12月）・施行（平成20年4月）しました。

本条例の施行を受け、人にやさしいまちづくりに向けた具体的な方向性と取り組みを明らかにするため、「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」を策定することとしました。